

## 令和6年10月1日郵便料金改定に伴う注意事項について

令和6年10月1日からの郵便料金改定に伴い、以下の点にご注意ください。

(1) 10月1日以降の消印で申請書等を郵送する場合

- ・新料金で郵送してください。なお、料金が不足している場合は、受領せずに返却する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 返信用封筒等を同封して申請書等を郵送する場合

- ・10月1日以前の提出の場合も、副本等の返信が10月1日以降になることが想定される場合は、差額分の切手を同封してください。
- ※返信が10月1日以前になった場合は、使用せずに返却します。

新料金（変更後の郵便料金）等については、日本郵政ホームページをご確認ください。